

1 会議名	平成28年度 第2回津市男女共同参画審議会
2 開催日時	平成28年12月27日(火) 午前10時から
3 開催場所	津市本庁舎4階 庁議室
4 出席した者の氏名	(津市男女共同参画審議会委員) 伊藤好幸、小黒敏克、笠井瑞穂、北村文明、杉浦礼子、東福寺一郎、平井千恵子、丸橋恒子、山口和世 (敬称略) (事務局) 人権担当理事 南 勇二 男女共同参画担当参事(兼)男女共同参画室長 市川昭子 男女共同参画担当主幹 浅井恵子 男女共同参画担当副主幹 渥美 博 (兼)男女共同参画担当副主幹 岡林洋子 (兼)男女共同参画室 鎌田康志
5 内容	1 第2次津市男女共同参画基本計画における平成27年度施策進捗状況に対する評価と意見(案)について 2 第3次津市男女共同参画基本計画策定に係る市民意識調査及び事業所調査の結果について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部男女共同参画室 電話番号 059-229-3103 E-mail 229-3103@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

< 開会 >

事務局

お待たせしました。定刻になりましたので、ただ今から平成28年度第2回津市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入るまで進行役を務めさせていただきます男女共同参画担当参事(兼)男女共同参画室室長の市川でございます。

それでは、まず初めに南人権担当理事から、御挨拶させていただきます。

南人権担当理事

(理事 挨拶 省略)

事務局

本日の審議会は、委員12名中、9名の出席をいただいておりますので、津市男女共同参画推進条例第18条第2項の規定により成立しておりますことを、御報告いたします。

なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第22条及び第23条の規定に基づき、公開審議としたいと思っておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。

また、議事録作成等のため、審議内容につきましては、録音をさせていただきますので、併せてよろしく申し上げます。

審議会の委員ですが、1名代わられましたので、御紹介させていただきます。

津市自治会連合会の役員改選により、片岡正春様から津市自治会連合会 副会長 小黒敏克様にご就任いただきました。よろしく申し上げます。

それでは、会議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

- ・本日の事項書
- ・津市男女共同参画委員名簿
- ・第2次津市男女共同参画基本計画 平成27年度施策進捗状況に対する評価と意見(案)に対する意見等

- ・第3次津市男女共同参画基本計画策定業務 男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査 調査結果報告書
 - ・情報紙「つばさ」第21号
- また、御持参いただきました資料として
- ・第2次津市男女共同参画基本計画 平成27年度施策進捗状況に対する評価と意見（案）
 - ・平成27年度第2次津市男女共同参画基本計画施策進捗状況調査
- 以上です。お手元にございますでしょうか。
それでは、議事の進行を東福寺会長にお願いしたいと思います。
東福寺会長、よろしくお願ひいたします。

東福寺会長

それでは、お手元の事項書に従い議事を進行したいと思います。
事項書1 「第2次津市男女共同参画基本計画 平成27年度施策進捗状況に対する評価と意見（案）について」です。
男女共同参画室より説明をお願いします。

事務局

事項書1 第2次津市男女共同参画基本計画 平成27年度施策進捗状況に対する評価と意見（案）について

- <施策進捗状況の評価経過及び評価と意見（案）の構成について説明>
- <全体評価と意見について説明>

（委員からの意見）

- ・C評価判定がないよう指導されたい。

（事務局）

施策進捗状況調査書を通じて、各担当課（室）には、審議会委員の皆さんからの各施策（事業）に対する厳しい意見や評価を伝えていきます。また、評価の低かった担当課（室）については、個別に改善を要望していきます。

（委員からの意見）

- ・評価はグラフと%併用が望ましい。

（事務局）

昨年度より評価の移り変わりが一目で分かるように、表と%を用いた表記に変更しています。また、最終年度には、5年間の推移や成果が分かるように円グラフや折れ線グラフなどを活用した表示を行います。

（委員からの意見）

- ・全125事業の内訳（業種別）はどうなっているか。

（事務局）

別途送付させていただいた施策進捗状況調査書に詳しい事業内容等を記載させていただきます。

（委員からの意見）

- ・事業実施とその効果の判断は別にすべきである。事業実施が即効果ありとは言えないと思う。

（事務局）

現在行っている評価は、単年度で評価している部分と、5年計画に基づいて5年間のスパンでどれだけ進んだか成果があったかを評価している部分があります。そのため事業の評価を必ずしも単年だけで判断するものではありません。ご意見にもありますように、例えば啓発というものは、事業を実施したからすぐに成果が得られるというものではありませんので、そういった事業については、5

年のスパンで評価、検討していきます。

(委員からの意見)

・進捗状況はPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)で記述されていますか。

(事務局)

先ほどの回答と重なる点がありますが、基本計画に基づき、5年のスパンで各課(室)の施策の方向性を定め、施策を実施しています。実施した施策については、年度ごとに取組内容について各担当課(室)による自己評価、課題、問題点等と今後の対応について洗い出しています。そして、それらを基に審議会で評価検討をしていただいています。審議会からの意見や評価、そして自己評価を基に、施策の改善、推進につなげており、その年度毎の移り変わりが、施策進捗状況を見ていただくと分かるようになっていきます。

(委員からの意見)

・女性職員及び男性職員の育児休業が進むことは極めて重要である。しかし、育児休業を保証するために、おそらく非正規・臨時職員を雇用することになる場合が多いのではないかとと思われる。こうした非正規・臨時職員の多くは女性であり、その結果、別の不平等・格差が生じているのではないかと危惧する。男女共同参画が正規職員だけのものに終わらないようにすることが重要であり、そのための努力をする必要があると思われる。

(事務局)

現在、国が働き方改革の中で、正規か非正規に関わらない均等な待遇を確保するという目標の下、正社員と非正規社員との待遇の差について、何が良くて何がダメなのかというガイドラインを策定すると聞いております。今後の国の動向を見守りながら、三重労働局の平井委員の御助言もいただきながら、ご指摘いただきました格差の是正に繋がるような啓発に努めていきます。

東福寺会長 全体評価にかかる説明が終わりました。御質問、御意見はございますか。

なければ、基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発について事務局からの説明をお願いします。

事務局 <基本目標Ⅰ 評価と意見について説明>

(委員からの意見)

・性的マイノリティに関する課題は、男女共同参画を阻害する要因の一つであることから、今後は、教育委員会や商工関係団体等と連携しながら、保護者や企業等に対象を拡げて啓発していくことが必要であると考えます。

(事務局)

人権課、人権教育課と連携して広報誌等への関連啓発記事の掲載や、市民向け講座の実施を検討していきます。また、人権課、商業振興労政課と連携して企業訪問を行う際に、LGBTに関する冊子などを配布して啓発に努めます。

東福寺会長 基本目標Ⅰの説明は終わりました。御質問、御意見はございますか。

なければ、基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における男女共同参画について事務局からの説明をお願いします。

事務局 <基本目標Ⅱ 評価と意見について説明>

(委員からの意見)

・女性の審議会への登用について、企業、農業、市役所の懸命な努力に期待する。

(事務局)

市役所における審議会への女性登用率が 30%を超えるよう、該当する担当課(室)の改選時期前に、目標の意図や意義を説明し、周知を図っていきます。

(委員からの意見)

・県内市町における地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等の女性委員の割合は、平成 27 年 4 月 1 日時点で 4 市が 30%を超えていることから、それらの市における取組を参考にすることが有効であると考えます。

(事務局)

該当する 4 市(松阪市、鈴鹿市、志摩市、伊賀市)の担当者に、こういった取組や工夫をしているのか、聞き取りをして参考にしたいと思います。

(委員からの意見)

・女性の活躍や男性の育児休業取得を推進するためには、市が率先して取り組むとともに、その結果を市民や企業等に伝えることが啓発につながるため、多様な媒体を通じた広報やさまざまな機会における説明にも力を入れることが必要であると考えます。

(事務局)

津市の特定事業主行動計画において、人事課が職員の育児休業取得率について目標値を定めており、まずは行政が一般企業に対して先駆者となるべく取組んでいきます。また、男女共同参画情報紙への関連記事の掲載、企業訪問時や講演会・セミナー開催時など、さまざまな機会に啓発を行っていきます。

(委員からの意見)

・津市の特定事業主行動計画において、「女性職員の育児休業取得率を 100%、男性職員の育児休業取得率を 10%以上とし、市内の一般企業の先駆者となるべく達成に向けた取組に期待する。」という表現に違和感を感じず。取得率 100%の目標は、取得を義務付けすることと同じであり、育児休業は個人の希望に基づく請求権であることと公務員の場合は休業が承認制であることと矛盾する。休業しないで、働く権利も当然認められるべきであり、目標の設定自体に疑問を感じるが、評価書の中には、男性の育児休業取得率の記載だけにした方がよいのではないか。

(事務局)

津市の特定事業主行動計画において、「女性職員の育児休業取得率を 100%にし」とありますが、市(雇用主)として、職員(被雇用者)が育児休業を取得しやすい環境の整備に努めるための目標であり、職員に取得を強制させるものではありません。取得したくても取得できない、取得しづらい環境を改善することが目的であり、出産後、すぐに仕事に復帰したいと願う職員については、その意向を阻害するものではありません。

東福寺会長

基本目標Ⅱの説明は終わりました。御質問、御意見はございますか。

平井委員

津市の特定事業主行動計画では、課長級以上職員に占める女性職員の割合を 12%以上にすると、また男性職員の育児休業取得率を 10%以上にすると目標があるのですが、国の男女共同参画基本計画で掲げられている数値目標では、課長級職員の女性割合を 30%以上にするとか、男性の育児休業取得率を 13%以上にするとか、そういった数値があるのですが、津市の場合、どうしてこのような

数値設定になったのでしょうか。

事務局

本市では、女性職員を課長級以上の職へ登用してきており、平成 18 年度の課長級以上の職員に占める女性の割合 4.2%に対し、平成 27 年度には 8.0%まで徐々に上昇しています。この数値は、今後の本市の職員に占める男女比が、課長級以上の年齢層において、今よりも女性の割合が高くなることを見込まれることから、このことを反映した結果、平成 32 年 4 月 1 日現在において、課長級以上職員に占める女性割合は、10.5%まで上昇することが見込まれます。国による第 4 次男女共同参画基本計画において、市町村の本庁課長相当職に占める女性の割合などの目標が定められており、これを本市に当てはめると、その割合は 16.1%となり、平成 32 年 4 月 1 日現在における本市の課長級以上職員に占める女性割合の見込み 10.5%と乖離しているため、今回、策定する津市特定事業主行動計画においては、今まで以上に女性職員の課長級以上の職へ登用を推進させることとし、平成 32 年 4 月 1 日現在における課長級以上職員に占める女性割合を 12%以上にする目標を掲げております。

平井委員

民間企業において課長級クラスの割合が現時点で 12%に近い状況なので、特別に 12%が高いとは思いません。市は民間企業に先駆けて取組を行うよう期待されているので、それほど高い目標ではないので完全に達成するよう努力していただければと思います。

平井委員

施策進捗状況調書で、育児休業取得率の実績を見たときに、全体 64 人が取得していて、そのうち男性が 1 人であったとの記載だったと思いますが、イクボス・イクメン活動を民間企業で進めているところですが、市役所の中でも周知・啓発活動を進めていただき、育児休業を男性もとって家事・育児に参加することがあたり前の雰囲気になるよう、是非とも 10%以上の取得を積極的に進めていただきたいと思います。男性が育児休業を取得することが当たり前になるためには、最初は数を増やしていくしかないと思いますので、積極的に進めていただきたいと思います。

東福寺会長

平井委員のご意見を踏まえて数値目標を達成するように努めてください。他に御意見はございますか。

なければ、基本目標Ⅲ 学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

<基本目標Ⅲ 評価と意見について説明>

東福寺会長

基本目標Ⅲの説明は終わりました。御質問、御意見はございませんか。

なければ、基本目標Ⅳ あらゆる場面における男女共同参画の推進について、事務局からの説明をお願いします

事務局

<基本目標Ⅳ 評価と意見について説明>

(委員からの意見)

・防災備品の見直しに於いて、一部改善は見られたが、男女双方の視点で購入すること、また防災会議や避難所運営委員会の構成員に女性が参画できるよう要望したい。

(事務局)

防災会議や避難所運営委員会は、地域や自治会の自主的な運営であるため、強制は難しいのですが、防災や避難所運営には、男女共同参画の視点が重要であることから、担当課（危機管理課）へ主体的に働きかけるよう要望していきます。

(委員からの意見)

- ・男性の子育てへの参画促進のため、ファミリー教育を充実してもらいたい。

(事務局)

担当課にご意見をお伝えします。

東福寺会長

基本目標Ⅳの説明は終わりました。御質問、御意見はございませんか。

なければ、基本目標Ⅴ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

<基本目標Ⅴ 評価と意見について説明>

(委員からの意見)

- ・3事業（子ども医療費の助成、妊産婦医療費の助成、妊婦健康診断・相談の充実）は大切な事業であるため継続してもらいたい。

(事務局)

担当課にご意見をお伝えします。

(委員からの意見)

- ・A評価となった「人権出前講座」も継続してほしい。

(事務局)

担当課にご意見をお伝えします。

(委員からの意見)

- ・市職員に対してセクシュアル・ハラスメントの意識改革を促してもらいたい。

(事務局)

平成28年度は10月に所属長と希望者を対象にハラスメント研修を実施しました。参加者232名でした。引き続き、職員のハラスメントに対する認識を深めるための研修を続けていきます。

(委員から意見)

- ・ワーク・ライフ・バランスの促進が、仕事と育児・介護の問題だけに限定されるものではないことに留意すべき。独身の男女や、育児の負担のない中高年の世代にとっても、仕事とプライベートな生活との両立が重要であり、政府が取り組んでいる一億総活躍社会の実現に向けた「働き方改革」を踏まえた提言を行ってほしい。

(事務局)

『民間の事業所において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するためには、まず行政が実践すべきである。育児・介護休業制度の整備だけでなく、実際に取得しやすい環境づくりのために、職員に対する研修や啓発に努めてもらいたい。さらに男女がともに活躍し、働く人一人ひとりが自身の生活スタイルに合わせた、柔軟な働き方が可能となる「働き方改革」の必要性についても、理解を深めてもらえる啓発や取組に期待する。』という記述に変更をさせていただきます。』という記述に変更をさせていただきます。

東福寺会長

基本目標Ⅴの説明は終わりました。事務局案の追加を含め、ご質問、御意見はございますか。

なければ、基本目標VI 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

<基本目標VI 評価と意見について説明>

(委員からの意見)

・2行目「暴力から逃げること・相談することの大切さを学ぶ機会となっている」は、確かに暴力から逃げることは必要なことではあるが、「暴力を受けないためにも相談することの大切さを学ぶ機会となっている」などに表現の見直しを検討してはどうか。

(事務局)

人権出前講座の内容が、「暴力から逃げること」の大切さについても言及していることから、記載変更はせずに、このままでいきたいと思います。

(委員からの意見)

・4行目「将来DVやセクシャル・ハラスメント等から自分の大切な権利を守ることに繋がるため、」は、「将来DVやセクシャル・ハラスメント等から自分を守ることに繋がるため、」などに表現の見直しを検討してはどうか。

(事務局)

こちらについては、あえて「権利」という言葉を入れておきたいと考えていますので、記載変更はせずに、このままでいきたいと思います。

(委員からの意見)

・ハラスメントについては、セクハラやパワハラ等は複合的に行われることが多いため、総合的な相談の窓口設置が重要であると考えます。

(事務局)

市役所内部におけるハラスメントについては、人事課の相談窓口の充実を図っていきます。市民からの相談については、当室の弁護士相談や商業振興労政課、法務局、労働局等が実施しているハラスメント相談を紹介するなど、相談内容に応じた対応をしていきます。

(委員からの意見)

・相談事業については、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」においても需要が高く、全てのニーズに対応できていない状況にある。そのため、他の分野の相談機関と連携を一層強化するとともに、その連絡先が市民の皆さんに伝わりやすい啓発を行うことによって、相談できる窓口が実質的に増えるよう努めてはどうか。

(事務局)

フレンテみえや法務局、こども支援課など同様の相談窓口を実施している部署と連携して、相談内容に応じた相談窓口の案内など、相談者が相談できる窓口の選択肢が増えるように努めていきます。

東福寺会長

基本目標VIの説明は終わりました。御質問、御意見はございませんか。

平井委員

子どもを暴力から守るためのセミナーでの啓発ですが、将来DVとかセクシュアル・ハラスメントから逃げる、自分を守るための啓発をすべきである流れという考え方ですが、そうではなく、逃げるのではなく、やっちはいけない、という啓発が先に来るべきではないかと思うのです。どのような形の暴力であっても逃げることも大事ですが、まず絶対やっちはいけないんだよ、という啓発を重点化して進めていただきたいと思います。

事務局 ご指摘のありました「人権出前講座」につきましては、小学生が対象となっています。そして、子どもが自分自身を守るためにはどうしたらよいか、ということをお学ばせ場となっています。もちろん子どもにも暴力、DVはダメなんだよ、してはいけないことなんだよと啓発、教えることは大切なことですが、この事業の目的が、子どもが自分の身を守るためにはどうしたらよいか、ということであるため、このような記述になっています。

平井委員 子どもだからこそ、より大事だと思うのです。小中学生でいじめについても、今も問題となっていますよね。子どもだからこそ、小さい時から嫌がらせやいじめなんかやっちゃいけないのだよ、DV・セクハラもいじめですからどういう形であっても、自らやっちゃいけないのだよ、とそういう意識づけを根付かせることが重要であると思います。

北村委員 この意見を出ささせていただきました。平井委員が言われるように、この表現について違和感があると考えております。悪いのは、加害者であります。確かに自身を守るために、被害者が「暴力から逃げること、相談すること」は必要なことではあります。被害者は悪くないのに、逃げることを勧める講座を実施しているような「暴力から逃げること、相談することの大切さ」という現行の表現には違和感があることから意見としました。

事務局 担当課と連携を取りながらご意見いただきました啓発について、進めてもらうよう働きかけたいと思います。

東福寺会長 セミナーについても、DVをしないという位置づけの内容となっていますか。

事務局 子ども向けに、「被害に遭った時には、嫌だと言わなければだめだよ、暴力から逃げることも必要なんだよ、困った時は相談するんだよ」というような約束をお学ばせ場であったようです。

南人権担当理事 委員が言われるように大切な啓発であります。平成27年度で実施した人権出前講座は、担当課が子どもを暴力から守るセミナーを視点とした事業実施であることから、このような事業評価となっております

ただ、委員の御意見を踏まえ、担当課に現在の事業と今後として、子どもの頃から暴力等はやってはいけないという啓発も含め働きかけます。

山口委員 そういう文言をここに表現する必要があるのではないのでしょうか。平井委員、北村委員が言われるように、この審議会がどういうスタンスであるかを問われることになると思います。

事務局 平成27年度の施策進捗状況については、記載のとおりこのままで、そして審議会の御意見として担当課に対し、今後に進めていただきたい啓発内容を追記したいと思います。なお、追記内容については、会長、副会長で整理していただくことでお願いしたいと思います。

東福寺会長 委員からの御意見を尊重して評価の中に文言を付け加えていくとし、表現については、正・副会長で整理してよろしいでしょうか。

ご了承いただきましたので、そのようにさせていただきます。

東福寺会長 続きまして、基本目標Ⅶ 男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 <基本目標Ⅶ 評価と意見について説明>

(委員からの意見)

・記載された事業が男女共同参画の推進に、どのような効果をもたらしたかという観点で記述することが可能であれば、加筆を検討してはどうか。

(事務局)

7行目「推進員がそれぞれの地域で活躍できるように、活動情報を共有するなど工夫が必要である。」という記載を「男女の生涯にわたる健康づくりのために重要な事業であることから、推進員がそれぞれの地域でより活躍できるように、活動情報を共有するなど工夫に努めてもらいたい。」に変更したいと思います。

東福寺会長

基本目標Ⅶの説明は終わりました。ただ今の、加筆を含めて、御質問、御意見はございますか。

以上で基本目標すべて審議は終わりました。もう一度、振り返ってご意見・ご質問があればよろしくお願いします。

伊藤委員

平成19年に条例を制定し、平成20年基本計画を策定し、事業の中で男女共同参画に関連する施策について、毎年、評価進行していただき敬意を表したいと思います。

平成19年から大きく変わったことがひとつあります。それは、東北の地震です。各地の自治体では、地域のきずなを大事にするという取組が進められております。この男女共同参画の施策の中にも例えば防災があります。もし、アクシデントが起きた時に、地域の中で男性女性と言っているときではないと思います。そこを大事にしていくことが、これからの残りの平成28、29年度の評価に関わってくるのではないかと思います。

さらに、津市は、来年4月から介護保険についての総合事業が始まります。この中で進められるのは、自助・互助のことが掲げられております。これを実現することは大変なことです。そこには男性だから女性だからと言っているところではないと思います。地域のリーダーを育てていくためにご尽力いただければと思います。

全体を通しての意見とさせていただきます。

東福寺会長

事項書2「第3次津市男女共同参画基本計画策定に係る市民意識調査及び事業所調査の結果について」です。

男女共同参画室より説明をお願いします。

事務局

<第3次津市男女共同参画基本計画策定に係る市民意識調査及び事業所調査の結果について説明>

東福寺会長

説明は終わりました。御質問、御意見はございませんか。

伊藤委員

49ページのグラフですが、先程の話とかぶってくるのですが、介護について家族で見守ろうという考えの人たちが、意外に少ないという感想です。実例ですが、福井県におおい町という所があるのですが、津市でいえば、美杉のような所です。ここは、ほとんど住民の皆さんが在宅介護を希望されています。終末を家で迎えたい方がほとんどです。これは、何十年も昔から続いている所です。4月から始まる津市の介護保険の総合事業も、これに似たところがあり、是非、これを参考にしたいとのこと。

もう1点は、10ページですが、育児介護休業を取って復帰する時には、一旦元の職場に戻って、それから配置転換があると理解していたのですが、ところがこれを見ると、男性の場合4割強で、女性の場合3割強の方が元の職場に戻れない、戻っていないというところ。このところはどうかでしょう。ご意見いただければと思います。

平井委員 育児介護休業法の民間の事業所に適用される法律で説明させていただきますと、復職後の復帰について、現職復帰が望ましいと指針で示されています。法律上、現職に復帰させる義務もないし、権利もないということです。職場への復帰が休業を取った本人にとっても、慣れた職場に戻るのが一番良いと思われませんが、事業所の状況によっては、それが出来ないケースも沢山ありますので、法律上、義務としては規定されていないのです。

杉浦副会長 戻るにもその職場がなくなっている場合なども結構あるようです。

平井委員 第3次行動計画をまとめられる際に、今回の津市の市民意識調査及び事業所調査は、非常に詳しく項目ごとに状況が分かって、具体的な対応策と方向性が示されているので、良い資料であると思うのです。

今後、男女共同参画の取組みを具体的に進めるためには、やはり津市の将来について全体的な方向性をしっかりつかんでおかないといけないと思います。

国は今、ニッポン一億総活躍プランを今年の6月2日に取りまとめたのですが、その中では、男女共同参画だけではなくて、今後、人口が減少し、高齢化が急速に進む時代背景があって、国として少子化、地域経済・国の経済政策、多方面の対策を盛り込んでいるわけです。人口減少や少子高齢化は、国だけの問題でなく、地方公共団体である津市の問題でもあります。津市においても、人口が減ると労働力も消費も減少するし、そうなると地域経済が縮小して、市の財政も厳しくなり社会保障制度も縮小していかなければなりません。そうなると、市民の皆さんの安心・安全な生活が将来叶わなくなるという現実を認識し、今からしっかりと取り組んでいかなければいけないと思います。男女共同参画とは、少子化対策や地域経済の振興策などに繋がっていく政策である、ということをしかりと認識し、津市の将来がどのような姿であるべきかを描いて、共通認識のもと、それぞれの各部署で具体的な対策を盛り込むよう、第3次行動計画の策定をご検討いただきたいと思います。

東福寺会長 貴重なご意見をありがとうございました。

東福寺会長 3の「その他」の事項ですが、事務局に何かありますか。

事務局 <津市男女共同参画フォーラムわあむ津 開催について説明>

東福寺会長 本日、予定しておりました案件は以上でございます。
また、今年度の審議会としては、今回が最後の予定です。
委員の皆様には、審議への御協力ありがとうございました。
これを持ちまして、第2回津市男女共同参画審議会の審議を終了いたします。
それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局 東福寺会長、議事運営ありがとうございました。
委員の皆様には、長時間にわたる御審議ありがとうございました。
また、審議会委員の皆様には、任期が来年の6月まであります。
審議が必要な事項があれば御連絡させていただきますので、よろしく願いします。
それでは最後に、南担当理事から、お礼を述べさせていただきます。

南人権担当理事 (理事 挨拶 省略)

< 閉会 >